

知があり、天正中に加賀守堯知又は喬知があるを知り得るのみである。

エイエイ 兵營 加賀藩の兵營は、明治三年三月兵制を英式から佛式に變ずると同時に設けられ、之を屯所というた。屯所は初め城下長町なる老臣村井氏邸を當てたが、後に老臣横山氏邸・元壯猶館跡・元齊勇館跡・松原町神護寺内等に配置した。そのうち横山邸は衛戍組織で、他は兵士の日々通勤するものであつた。この外別に小立野なる老臣奥村氏邸に砲兵の兵營があつた。

ペイカ 米價 藩政時代に於ける新穀の價格は、士人が之を賣却する七月の半納期及び十月の本納期に於いて、玄米一石銀四五十目を上下したが、若しその價四十二匁に下れば之を賣拂ふ士人の困窮を見、五十五匁を越えれば之を購買する下民の艱苦を招いた。しかし風雨蝗害の爲その暴騰を見る時は、享保五年の銀二百五十目、寶曆六年の二貫目、天明四年の百二十目、安政五年の百五十目の如き例があり、甚だしく下落した時は享保十四年の二拾八匁六分のごときこともあつた。

エイガクシヤ 兵學舎 大聖寺藩に於いて明治二年三月兵學舎及び操練所を錦城山麓に設けた。兵學舎は士官となるべき者を教育する所で、練兵を行ひ、讀書・算術を學ばしめるのみならず、兵書を講解して戰術に通せしめるを主とし、隨時に試業を行つて士官を選抜した。操練所は兵學舎附屬のもので、歩・騎・炮・射的の四部とした。

エイキズカイ 兵器圖解 三冊。有澤武貞が寶永五年の著で、諸種の武具・兵器を着色圖解したものである。

エイキンメン 平均免 前田利常の改作法施行以後、各村の定免を定め、諸士に知行を授けるに當つて、高下種々の村免を組合はせ、一定の免合になる如く支給するをいひ、平士以上(組外を除く)ならば能登・越中知は四ツ一歩、加州知は三ツ六歩を平均免とした。例へばこゝに折紙高九十石の知行を加賀の所附で受けた給人があるならば、その收納は九十石に加賀の平均免三ツ六歩を乗じた三十三石四斗であるべき筈である。しかし加賀の定免は各村凡べて三ツ六歩でないから、免三ツ二分の村から草高十石、免五ツ三歩の村から草高二十石、免六ツ二歩の村から草高三十石を採つて與へれば、草高は六十石であるが、收納は三十三石四斗になる類である。この制は明暦二年に初つたのであるが、之より先既に能登・越中知三ツ八歩、加州知三ツ三歩の平均免によつて支給する制があつた。又利常に小松城で仕へた土は、加州知三ツ七歩の平均免で與へられ、老臣の中には折紙高を村免で給せられるものもあつた。是等は皆死後一般の平均免に改められ、その出自知は子孫に分知せられた。但し前田直之の子孫のみは平均制を應用せられず、村免の儘で給せられた。

エイコ 閉戸 藩政の時、町人の微罪を罰するに閉戸の名目があつた。寛政五年閉戸とは部全部を閉し、空際に目板を釘付すべきものと定められてゐる。

エイコクサイ 平國祭 羽咋郡氣多神社の祭儀で、一に御出祭ともいふ。祭神大己貴命が邪神妖賊を平らげて國土を定め給うた狀に擬するものと傳へられ、今は三月十九日から廿三日までの間に、道程三一程を隔てる鹿島郡所口の能登生國玉比古神社(舊氣多本宮)に赴き、そこから更に還御するのである。神輿の行列は錦旗・長柄鎌・生太刀・生弓矢・廣矛・神馬等から成り、神職も皆騎馬する。その能登生國玉比古神社に着せんとする時、群集は喊聲を發して神職の騎馬を驚かせ、神職は遂巡せずして突進するが、若し落馬する時は米價下落の兆と判斷するのであつた。但し今はこの風を廢した。能登誌に「祭禮數多ある中にも、大祭は毎歲二月初午の日御出與有て、所口氣多本宮へ八里の所神幸あり。本宮に二宿座有て御歸座也。此道すがら色々の古例あり。福田村の七郎兵衛といふ百姓、小さき糶の俵二つを備ふ。是を投俵といへり。又八幡村の内子渡と云處にて、むかし御子を捨て給ふ因縁とて、神輿の鈴をならす。其の捨て給ふ姊宮は上曾禰の産神、弟宮は下曾禰村の氏神也。其外所々にて古例多し。又昔は道筋も遠く、甘田保へかゝり、宿女村に御一宿ありし也。依つて宿女の名あり。」と記する。

エイシ 平士 平士は人持組に次ぐもので、御馬廻・定番御馬廻・組外・御大小將 御奥小將・御表小將の諸組に分かれ、御馬廻・定番御馬廻・組外の士は三品の侍と稱せられる。又御馬廻・定番御馬廻・御大小將の各組頭を、御馬廻頭・定番頭・御小將頭といひ、併せて三組頭と稱し、各御番頭があつて之に副となつたが、組外・御奥小將・御表小將には御番頭があつて組頭はなかつた。平士の食祿にして微少なるものは切米取・扶持取もあつたが、知行

を以てするものは藩末に五十石より二千五十石に至り、その數凡べて千四百餘家あつた。但し上記の諸組の士の中、頭分の待遇以上を除いた以外の者を平士といふこともあつた。平士中から選任せられる勤役の主なるものは次の通りである。

- 諸頭
 - 定番頭 定番御馬廻御番頭 定番頭並 御馬廻頭 御馬廻御番頭 御馬廻頭並 御小將頭 御大小將御番頭 組頭並 御槍奉行 町奉行 魚津在任 今石動水見城端支配 新番頭 御歩頭 大組頭 御持弓頭 御持筒頭 御先弓頭 御先筒頭 江戸御廣式御用 御奥小將御番頭 御奥小將横目 御表小將御番頭 御表小將横目 組外御番頭 小松御馬廻御番頭 御横目 御使番 御臺所奉行 御細工奉行 頭並 (以下後世闕職) 御中小將組頭 御中小將御番頭
- 諸頭兼役
 - 御近習御用 奥御取次 御用人 御算用場奉行 宗門奉行 御判物方奉行 御省略方御用 兩學校方御用 御射手裁許 御異風裁許 御領國鐵炮改奉行 三州盜賊改役(能登・越中改方後世闕職) 二御丸御廣式御用(金谷御廣式御用喧嘩追掛物役 諸御入用方取調理方御用 (以下後世闕職) 御旗奉行 御儉約奉行 御貸銀奉行 銀札方御用主附
- 平士五奉行
 - 御馬奉行 御普請奉行 御作事奉行 割場奉行 會所奉行
- 御近習役
 - 御膳奉行 奥御納戸奉行 御近習番 御書物奉行 書寫奉行 御書物役 南御土藏奉行